

青森県報

第二千七百十七号

平成十八年
十二月十三日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(同)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	二
保安林の指定解除	(林政課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	三
公告		
換地計画の決定	(農村整備課)	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	六

告

示

青森県告示第八百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名 氏名	主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社癒楽 家福泉	三戸郡南部町 大字福田字赤 坂一〇の七 二	通所介護	あつとホーム ゆらくや		三戸郡南部町 大字福田字赤 坂一〇の一 七	平成 一八・二・三〇

青森県告示第八百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は名 氏名	主たる事務所 の所在地又は 住所	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人道 坤会	むつ市大湊浜町 一六の二七	居宅療養 管理指導	医療法人道 坤会菊池医 院		むつ市大湊浜町 一六の二七	平成 一八・〇・三 一
有限会社ク ロバー	黒石市北美町一 丁目七三	居宅療養 管理指導	ぬるゆ調剤 薬局		黒石市温湯字上 川原七の二四	一八・二・六

医療法人西村耳鼻咽喉科医院	八戸市南類家二丁目一七の二八	訪問看護	医療法人西村耳鼻咽喉科医院	八戸市南類家二丁目一七の二八	一六・三・一
医療法人西村耳鼻咽喉科医院	八戸市南類家二丁目一七の二八	訪問リハビリテーション	医療法人西村耳鼻咽喉科医院	八戸市南類家二丁目一七の二八	"

青森県告示第八百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
有限会社癒楽家福泉		三戸郡南部町大字福田字赤坂脇一〇の七二	介護予防	あつとホームゆらくや	平成一八・二・三〇
			介護予防	三戸郡南部町大字福田字赤坂脇一〇の一七	

青森県告示第九百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止
---------------	----------	------------------	----

名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	の種類	名称	所在地	年月日
有限会社クローバー	黒石市北美町一丁目七三	介護予防 居宅療養 管理指導	ぬるゆ調剤 薬局	黒石市温湯字上川原七の二四	平成一八・二・六

青森県告示第九百一十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
 - （一） 下北郡東通村大字野牛字野牛川六一の六・六二の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - （三） 保安林解除の理由
道路用地とするため
- 二 保安林の所在場所
 - （一） 下北郡東通村大字野牛字野牛川六三の三・六三の八・六三の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - （三） 保安林解除の理由
道路用地とするため
- 三 保安林の所在場所
 - （一） 下北郡東通村大字野牛字野牛川六一の六・六二の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - （二） 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九百二二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	三三三九号	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三八から 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三六の一まで	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三八から 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣三三六の一まで	後 前	一〇九・四〇メートルから 一〇九・三〇メートルまで	一三四・〇〇メートル	
2	国道	三九四号	上北郡七戸町字花松林ノ根三の二から 上北郡七戸町字花松林ノ根三の三まで	上北郡七戸町字花松林ノ根三の二から 上北郡七戸町字花松林ノ根三の三まで	後 前	一〇六・六〇メートルから 一〇六・〇〇メートルまで	四三・四〇メートル	

青森県告示第九百二二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十三日

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年一月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
国道 三三三九号	むつ市脇野沢小沢五九から むつ市川内町蛸崎半右工門沢二の一四九まで	平成二六・二・二九
国道 三九四号	上北郡七戸町字花松林ノ根三の二から 上北郡七戸町字花松林ノ根三の三まで	一六・二・二三

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、高橋地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十八年十二月十四日から平成十九年一月十七日まで
- 三 縦覧の場所
南部町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年月日出
---------	-----	---------	------------	------

石岡ちづこ後援会	宮崎良子	大高敬子	弘前市大字富田二丁目三の二六	平成一八・二・一
三村申吾を励ます会	須藤十一郎	小枝徳博	東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦三六の一七	一八・二・一
雄志会	一戸富美雄	竹山美虎	青森市港町二丁目二の一九	一八・二・一
工藤のりやす後援会	中村正彦	沢田公勇	上北郡七戸町字猪ノ鼻一四三の一	一八・二・六
村上秀徳後援会	工藤 宰	秋田谷建幸	つがる市車力町老森二一九	一八・二・六
吉岡良浩後援会	長尾信彦	舘山文男	五所川原市大字川山字森内三四の一	一八・二・六
佐藤一郎後援会	森田けい子	伊藤博美	五所川原市字大町一四の五	一八・二・八
三上剛後援会	三上 剛	三上信子	青森市大字八幡林字三島三三の二	一八・二・九
沢田さとし後援会	山崎茂穂	澤田末也	三戸郡三戸町大字斗内字清水田一四	一八・二・〇
白戸勝茂後援会	木村春二	木村幸子	つがる市豊富町屏風山一の三八	一八・二・〇
虹風会	山口多喜二	神 清蔵	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原三八	一八・二・三
天坂広司後援会	天坂勇一	天坂 貢	つがる市森田町下相野亀山三	一八・二・三
鳴海初男後援会	越谷正博	鳴海秀雄	五所川原市大字飯詰字皆瀬一の二	一八・二・三
天坂昭市後援会	斉藤 勤	天坂則幸	つがる市木造出来島雉子森堀切一七四	一八・二・五
奈良岡かつや後援会	金澤 茂	齋藤千代久	青森市青柳一丁目三の一四	一八・二・五
平山幸司後援会	桑田 茂	葛西敏一	五所川原市みどり町四丁目四六	一八・二・五
笠井幸市後援会	三上初雄	笠井幸貴	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九五	一八・二・六

山田としお 青森県後援会	種市一正	松本淳司	青森市東大野二丁目一の一五	一六・二・一元
森園秀一 後援会	森園秀一	森園秀一	八戸市大字糠塚字下屋敷四の四	一六・二・一元
伝法谷謙一 後援会	岡元 隆	伝法谷謙一	つがる市木造出野里船川二の一	一六・二・七
吉田豊後援会	坂本文則	坂本文則	上北郡東北町旭南三丁目四七一の二	一六・二・三
豊智会	吉田 豊	坂本文則	上北郡東北町旭南三丁目四七一の二	一六・二・三
ますしん英文後援会	相馬真子	柿本重治	十和田市西一番町一の一の二	一六・二・三
坂本清蔵後援会	三浦幸一	成田信男	つがる市柏広須藤枝八八	一六・二・三〇
松野武司後援会	土岐芳章	成田昭則	五所川原市大字神山字殊ノ峰一六の三	一六・二・七

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

自由民主党鶴田町支部	代表者	一戸 豊	下山 茂元	平成 一六・二・六
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	北津軽郡鶴田町大字山道字前田一九の六	北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬四〇の七	年月日
	異動事項	新	旧	

自由民主党東北町支部	代表者	沼山 喜久男	上北郡東北町字塔ノ沢山八九の七	一六・二・三
自由民主党南郷村支部	代表者	壬生 金平	八戸市南郷区大字泥障作字泥障作一九の二	一六・二・四
	代表者	石屋 俊夫	八戸市南郷区大字中野字下洗一八の一	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
蝦名魏後援会	代表者	三上 豊彦	秋元 健蔵	平成 一六・二・七
工藤正廣後援会	代表者	中沢 豊美	秋元 栄治	一六・二・七
虹風会	代表者	瀧本 正春	菅米地 明雄	一六・二・七
	代表者	神 清蔵	菅本 正春	一六・二・三
むつ市政治研究会	代表者	高田 秀子	高田 江美	一六・二・元

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年十二月十三日

政党以外の政治団体

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
坂本寿男後援会	平成一六・二・三	平成一六・二・七
戸澤栄後援会	一六・二・四	一六・二・七
蝦名魏後援会	一六・二・九	一六・二・三
虹風会	一五・七・一	一六・二・三
笠井幸市後援会	一六・二・一五	一六・二・四

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十八年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 在 在 地	届 出 年 月 日
一戸 富美雄 （県議会議員）	雄志会	一戸 富美雄	青森市港町二丁目二 の一	平成 一六・二・一
三上 剛 （県議会議員）	三上剛後援会	三上 剛	青森市大字八幡林字三 島三三の二	一六・二・九
吉田 豊 （県議会議員）	豊智会	吉田 豊	上北郡東北町旭南三丁 目四七一の一	一六・二・三

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年十二月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	届 出 年 月 日
中村 寿文 （県議会議員）	青山会	新 旧	平成 一六・二・九
津島 恭一 （参議院議員）	恭進会	参議院議員 衆議院議員	一六・二・四

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------